

東都医保発第2628号  
(地区第1480号)  
令和3年12月16日

地区医師会長 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎治夫  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本医師会から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直しについては、令和3年12月10日付東都医保発第2584号(地区第1457号)にて情報提供したところですが、今般、検査料の点数が下記のとおり変更され、令和3年12月31日から適用されることが示されました。

また、診療報酬請求の際の参考として「医科診療行為マスター登録内容の一部変更」を添付いたしました。

詳細は別添のとおりとなりますので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(令和3年12月31日から適用)

検査項目	現行点数	新点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託)	1,800点	700点 (※)	D023 微生物核酸同定・定量検査「9」 HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出(検査委託)			
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託以外)	1,350点	700点	
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出(検査委託以外)			
SARS-CoV-2抗原検出(定性)	600点	300点	D012 感染症免疫学的検査「25」 マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法) (150点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ ウイルス抗原同時検出(定性)		420点	D012 感染症免疫学的検査「39」 単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜) (210点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出(定量)		560点	D012 感染症免疫学的検査「46」 HIV-1抗体(ウエスタンブロット法) (280点) 2回分

※激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点(D023 微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出(450点)3回分)とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。

## 新型コロナウイルス感染症に関する検査についての留意事項

### ■コロナ各検査に共通

- ・COVID-19の疑い患者に対し、診断を目的として検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、規定の点数を1回に限り算定できる。ただし、発症後、検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ・感染症の発生状況、動向及び原因に関する積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

### ■核酸検出

- ・採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ・COVID-19の治療で入院している患者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として検査を実施した場合、感染症法が定める基準に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき規定の点数を算定できる。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

### ■コロナ・インフル核酸同時検出【PCR法(定性)】

- ・採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ・COVID-19の治療で入院している患者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として検査を実施した場合、感染症法が定める基準に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき規定の点数を算定できる。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ・コロナ・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、「インフルエンザ核酸検出」、「SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)」については、別に算定できない。

### ■抗原検出(定性)

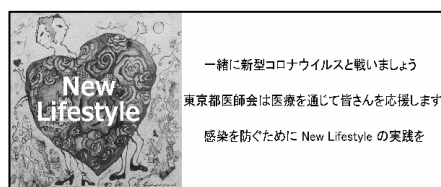
- ・抗原検出(定性)を実施した場合、抗原検出(定量)については、別に算定できない。

### ■コロナ・インフル抗原同時検出(定性)

- ・コロナ・インフル抗原同時検出(定性)を実施した場合、「インフルエンザウイルス抗原定性」、「SARS-CoV-2 抗原検出(定性)」及び「SARS-CoV-2 抗原検出(定量)」については、別に算定できない。

### ■抗原検出(定量)

- ・COVID-19の治療で入院している患者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として検査を実施した場合、感染症法が定める基準に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき規定の点数を算定できる。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ・抗原検出(定量)を実施した場合、抗原検出(定性)については、別に算定できない。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課  
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097  
■ 新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報  
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

## 「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の取扱いについて」に伴う 抗原検査の算定の可否に関する整理

東京都医師会 医療保険課

令和3年12月10日付の厚生労働省通知「検査料の点数の取扱いについて」にて、検査点数の変更や留意事項の改正等について示されましたが、これに先立って「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が改正され、令和3年12月31日から適用されます。

抗原検査について、従前の通知では一括して「抗原検出」と定義されておりましたが、このたび、「抗原検出（定性）」と「抗原検出（定量）」に明確に分けて定義されるとともに、一連の診療行為の中で抗原検出（定性）と抗原検出（定量）の両方を同時に算定できないことが示されました。

これにより、発症後、1回目の検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できますが、下表のとおり「1回目に抗原検出（定性）、2回目に抗原検出（定量）を実施した場合」や、逆に、「1回目に抗原検出（定量）、2回目に抗原検出（定性）を実施した場合」は2回目の検査を算定できません。ただし、PCR検査との組み合わせについては全て算定可能です。

なお、本改正は、一連の診療行為に関して2回検査を行った場合についての規定であり、他の症状で診察をした場合や、検査から時間が経過した場合などは、一連の診療行為とはみなされず本改正は適用されません。

1回目検査	2回目検査	2回目検査の算定の可否
抗原検出（定性）	抗原検出（定性）	可
	抗原検出（定量）	不可
	PCR検査	可
抗原検出（定量）	抗原検出（定性）	不可
	抗原検出（定量）	可
	PCR検査	可
PCR検査	抗原検出（定性）	可
	抗原検出（定量）	可
	PCR検査	可

※1回目検査の結果が陰性だったが、COVID-19 以外の診断がつかない場合

令和2年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（R3.12.16現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
D012-00	160223550	SARS-CoV-2抗原検出	9		削除		【令和3年12月31日から適用】 令和3年12月10日付け保医発1210第1号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき削除
D012-00	160224250	SARS-CoV-2抗原検出（定量）	9		削除		〃
D012-00	160226450	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出	9		削除		〃
D023-00	160223350	SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	9		削除		〃
D023-00	160223450	SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	9		削除		〃
D023-00	160224750	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	9		削除		〃
D023-00	160224850	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	9		削除		〃
D012-00	160229850	SARS-CoV-2抗原検出（定性）	3		新規		【令和3年12月31日から適用】 令和3年12月10日付け保医発1210第1号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
D012-00	160229950	SARS-CoV-2抗原検出（定量）	3		新規		〃
D012-00	160230050	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	3		新規		〃

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
D023-00	160229450	SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託)	3		新規		【令和3年12月31日から適用】 令和3年12月10日付け保医発1210第1号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
D023-00	160229550	SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託以外)	3		新規		〃
D023-00	160229650	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	3		新規		〃
D023-00	160229750	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外)	3		新規		〃
K554-02	150399710	胸腔鏡下弁形成術 (1弁)	5	左心耳閉鎖術併施区分	4	2	【令和3年9月1日から適用】 令和3年12月10日付け事務連絡「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について」に基づき変更
K554-02	150399810	胸腔鏡下弁形成術 (2弁)	5	左心耳閉鎖術併施区分	4	2	〃
K554-02	150406410	胸腔鏡下弁形成術 (1弁) (内視鏡手術用支援機器使用)	5	左心耳閉鎖術併施区分	4	2	〃
K554-02	150406510	胸腔鏡下弁形成術 (2弁) (内視鏡手術用支援機器使用)	5	左心耳閉鎖術併施区分	4	2	〃
K555-03	150399910	胸腔鏡下弁置換術 (1弁)	5	左心耳閉鎖術併施区分	4	2	〃
K555-03	150400010	胸腔鏡下弁置換術 (2弁)	5	左心耳閉鎖術併施区分	4	2	〃
K594-00	150424650	不整脈手術 (左心耳閉鎖術) (胸腔鏡下手術)	5	左心耳閉鎖術併施区分	3	1	〃

日医発第750号（保243）  
令和3年12月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
中川俊男  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる  
検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和3年12月31日から適用することとなりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌2月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて  
(令3.12.10 保医発1210第1号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い(令和3年12月31日以降)  
(日本医師会医療保険課)

保医発 1 2 1 0 第 1 号  
令和 3 年 1 2 月 1 0 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 12 月 31 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の SARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和 3 年 12 月 8 日）において承認されたとおり、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和 4 年 4 月 1 日に再度見直しを行い、700 点とする予定であることを申し添えます。

### 記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2 (22) を次のように改める。
  - (22) SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）抗原検出（定性・定量）
    - ア SARS-CoV-2 抗原検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズ

マ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

イ SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「46」H I V-1 抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D012(50)を次のように改める。

(50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キット



が薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

- 3 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (17) 中「所定点数 4 回分」を「所定点数 3 回分」に、「同点数 3 回分」を「本区分の「9」HCV 核酸検出の所定点数 2 回分」にそれぞれ改める。
- 4 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (28) 中「所定点数 4 回分」を「所定点数 3 回分」に、「同点数 3 回分」を「本区分の「9」HCV 核酸検出の所定点数 2 回分」にそれぞれ改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D011 (略)</p> <p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出(定性・定量)</u></p> <p>ア <u>SARS-CoV-2抗原検出(定性)</u>は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D011 (略)</p> <p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u></p>

査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

イ SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「46」H I V - 1 抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発 0225 第1号）の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。

(23)～(49) (略)

(50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生

(23)～(49) (略)

(50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状

の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出(定性)及び SARS-CoV-2 抗原検出(定量)については、別に算定できない。

(51) (略)

D 0 1 3～D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(16) (略)

(17) SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出(COVID-19 の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただ

況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出については、別に算定できない。

(51) (略)

D 0 1 3～D 0 2 2 (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(16) (略)

(17) SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出(COVID-19 の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただ

し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患

し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患

者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」  
（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(18)～(27) (略)

(28) COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り

者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」  
（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(18)～(27) (略)

(28) COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であ

算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。

(29) (略)

ったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。

(29) (略)



# 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い (令和3年12月31日以降)

令和3年12月10日 保医発1210第1号(令和3年12月31日適用)

## No.1

測定項目	SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)
点数	D012 感染症免疫学的検査 「25」マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法) 150点の2回分 <b>300点</b>
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>-----</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 (1)~(21) (略) (22) <u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出 (定性・定量)</u> <u>ア SARS-CoV-2抗原検出 (定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出 (COVID-19 (新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u> COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 <u>なお、SARS-CoV-2抗原検出 (定性)を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出 (定量)については、別に算定できない。</u> <u>イ</u> (略) (23)~(51) (略)</p>

## No.2

測定項目	SARS-CoV-2 抗原検出 (定量)
点数	D012 感染症免疫学的検査 「46」HIV-1抗体 (ウエスタンブロット法) 280点の2回分 <b>560点</b>
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>-----</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査</p>

	<p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) <u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。) 抗原検出 (定性・定量)</u></p> <p><u>ア (略)</u></p> <p><u>イ SARS-CoV-2抗原検出 (定量) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出 (COVID-19の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法 (定量) 又は電気化学発光免疫測定法 (定量) によるSARS-CoV-2抗原検出 (定量) を行った場合に限り、「46」HIV-1抗体 (ウエスタンブロット法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u></p> <p><u>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」 (令和3年2月25日健感発0225第1号) の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>なお、SARS-CoV-2抗原検出 (定量) を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出 (定性) については、別に算定できない。</u></p> <p>(23)～(51) (略)</p>
--	--

### No.3

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出 (定性)
点数	D012 感染症免疫学的検査 「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) 210点の2回分 <b>420点</b>
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号) の別添1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第2章 (特掲診療料) を次のように改める。 (変更箇所下線部)</p> <hr/> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(49) (略) (50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出 (定性) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「<u>39</u>」<u>単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) の所定点数2回分</u>を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断</p>

	<p>がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。          なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2抗原検出（定性）及びSARS-CoV-2抗原検出（定量）については、別に算定できない。</p> <p>(51) (略)</p>
--	--

No.4

測定項目	SARS-CoV-2 核酸検出
点 数	<p>①検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合</p> <p>[令和3年12月31日以降（経過措置）]</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査  「14」 SARSコロナウイルス核酸検出 450点の3回分 <u>1,350点</u></p> <p>[令和4年4月1日以降（予定）]</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査  「9」 HCV核酸検出 350点の2回分 <u>700点</u></p> <p>*激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とすることとされております。</p>
	<p>② ①以外の場合</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査  「9」 HCV核酸検出 350点の2回分 <u>700点</u></p>
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査  第1節 検体検査料  第1款 検体検査実施料  D023 微生物核酸同定・定量検査  (1)～(16) (略)</p> <p>(17) SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。</p> <p>採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数<u>3回分</u>を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、<u>本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数2回分</u>を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を</p>

	<p>実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(18)～(29) (略)</p>
--	---

## No.5

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
点 数	<p>① 検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合</p> <p>[令和3年12月31日以降（経過措置）]</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 「14」 SARSコロナウイルス核酸検出 450点の3回分 <u>1,350点</u></p> <p>[令和4年4月1日以降（予定）]</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」 HCV核酸検出 350点の2回分 <u>700点</u></p> <p>* 激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とすることとされております。</p>
	<p>② ①以外の場合</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」 HCV核酸検出 350点の2回分 <u>700点</u></p>
関連する 留意事項の 改正	<p>※ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(27) (略) (28) COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」 SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数 <u>3</u>回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、<u>本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数2回分</u>を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を</p>

実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号）の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）については、別に算定できない。

(29) (略)

(日本医師会医療保険課)